

平成二十一年六月十二日受領
答弁第四九五号

内閣衆質一七一第四九五号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

支持とは、一般に、ある意見、主張などに賛成して、その後押しをすることを意味するものと承知している。

二について

政府としては、御指摘の意見広告は、我が国が歴史的にも法的にも北方四島の返還を求める根拠があるとして、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している。

三について

論評とは、一般に、是非善悪などを論じ批評することを意味するものと承知している。

四及び五について

先の答弁書（平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四四二号）一から十四までについては、御指摘の意見広告は、民間団体の呼びかけにこたえた有志によるものであり、その具体的な記述内容の逐一につ

いて政府として論評することは差し控えたい旨を答弁したものであって、政府として、御指摘のような矛盾があるとは考えていない。